

○東京藝術大学クラウドファンディングの実施に関する要項

〔平成29年5月18日
制 定〕

改正 平成30年4月10日

(趣旨)

第1条 この要項は、本学においてクラウドファンディングを実施する場合の手続きその他必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 クラウドファンディングは、教育研究及び社会貢献その他本学の業務を達成するために実施するものとする。

(定義)

第3条 この要項において「支援金」とは、東京藝術大学寄附金取扱規則（以下「規則」という。）に定める寄附金で、この申合せに基づき受け入れたものをいう。

2 この要項において「プロジェクト」とは、第2条の目的を達成するために特定の計画に基づき行われる事業をいう。

(実施責任者)

第4条 クラウドファンディングを実施する場合、プロジェクト実施責任者（以下「実施責任者」という。）を置くものとする。

2 実施責任者は本学の教職員（非常勤職員及び非常勤講師を含む。）とする。

3 実施責任者は当該クラウドファンディング及びプロジェクトの遂行に対する責任を負う。

(申請)

第5条 クラウドファンディングを実施する場合、実施責任者は、所属する部局の事務部を通じて、別紙様式1にて部局長の承認を得るものとする。

(受け入れ)

第6条 クラウドファンディングの支援受け入れについては、規則第3条に定める審査を経たものとする。

(支援金の管理)

第7条 経理責任者は、支援金の管理をプロジェクトごとに行うものとする。

(返礼)

第8条 クラウドファンディングにおける支援者への返礼をする場合は、当該支援金が寄附金であることを踏まえ、支援額の概ね3割以下の価値のものとする。

(領収書の発行)

第9条 支援者に対しては、寄附金領収書を発行するものとする。

(事務)

第10条 クラウドファンディングに関する事務は、当該クラウドファンディングを実施する部局の事務部で行い、総括事務は、社会連携課で行う。

(雑則)

第11条 この要項に定めるもののほか、クラウドファンディングの実施に関し必要な事項は学長が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成29年5月18日から施行する。
- 2 この要項施行の日において現に実施しているプロジェクトについては、第5条に定める部局長の承認を得ているものとみなす。

附 則

この要項は、平成30年4月10日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

(別紙様式1)

(元号) 年 月 日

殿

プロジェクト実施責任者

印

クラウドファンディング実施計画書

このたび、クラウドファンディング（以下「CF」という。）を実施したいので、下記のとおり申請いたします。

記

CFを実施するプロジェクトの概要	
プロジェクト実施責任者	
CF予定期間	(元号) 年 月 日から (元号) 年 月 日まで
プロジェクト実施予定期間	(元号) 年 月 日から (元号) 年 月 日まで
CF目標予定金額	円
利用するCFサービス会社	
備考	

部局長	事務長	庶務担当	会計担当	

※決裁欄については、各部局等で適宜定めることができるものとする。